

# BCG

## 定期予防接種のご案内

接種の前に、このご案内をよくお読みいただき、母子健康手帳等で接種歴をご確認の上、お子さんの体調の良い時に接種を受けてください。

### 1 対象者・接種方法

- (1) 接種対象者 次の2つの条件を満たす方  
 ① 接種日時点でさいたま市に住民登録のある方  
 ② 接種日時点で対象年齢の方
- (2) 対象年齢 1歳未満
- (3) 接種場所 さいたま市定期予防接種実施医療機関  
 ※市内の実施医療機関以外で接種を希望される場合は、事前に各区役所保健センターへご相談ください
- (4) 接種料金 無料
- (5) 必要な物 BCG予診票、母子健康手帳、健康保険証、子育て支援医療費受給資格証
- (6) 接種回数 1回接種

### 【標準的な接種スケジュール】

生後5か月～8か月未満の間に、1回接種

	1 か 月	5 か 月	8 か 月	1 歳
無料で接種できる期間				
標準的な接種期間		1回		

◆◆◆ 詳しくは、下記各区役所保健センターへお問い合わせください ◆◆◆

西 区保健センター	TEL 620-2700	FAX 620-2769	桜 区保健センター	TEL 856-6200	FAX 856-6279
北 区保健センター	TEL 669-6100	FAX 669-6169	浦和区保健センター	TEL 824-3971	FAX 825-7405
大宮区保健センター	TEL 646-3100	FAX 646-3169	南 区保健センター	TEL 844-7200	FAX 844-7279
見沼区保健センター	TEL 681-6100	FAX 681-6169	緑 区保健センター	TEL 712-1200	FAX 712-1279
中央区保健センター (2020年1月以降)	TEL 853-5251 TEL 840-6111	FAX 857-8529 FAX 840-6115	岩槻区保健センター	TEL 790-0222	FAX 790-0259

## 2 結核について

B C Gは結核を予防するワクチンです。結核は結核菌の感染で起こります。わが国の結核患者は大幅に減少しましたが、今でも毎年2万人近い人が発病しており、大人から子どもへ感染することも少なくありません。また、結核に対する免疫は、母親から貰うことができないので、乳幼児も感染する危険があります。乳幼児は結核に対する免疫が弱いので、全身性の結核症にかかったり、結核性髄膜炎になることもあり、重い後遺症を残す可能性があります。

## 3 予防接種の効果と副反応

B C G接種は、適切に行われれば結核の発病を、接種しなかった場合の1/4程度に抑えます。特に、小児の結核性髄膜炎や粟粒結核など重篤な結核の発病予防に効果があります。

どのような予防接種でも、軽い副反応がみられることがあり、また、極めてまれですが、重い副反応が起こることがあります。 B C G接種後にみられる副反応は、次のとおりです。

### 【B C Gの副反応】

接種後10日～4週の間、接種部位に発赤（赤み）、硬結（しこり）、腫脹（はれ）、痂皮（かさぶた）形成等の局所変化が現れます。特に反応が強い場合は膿疱（膿が貯った水疱）を作ることありますが、痂皮を形成して1～3か月で消失します。

この接種部位の反応は、通常3か月程度で癒痕（傷あと）化しますが、この時期を越えても乾かず、あるいはいったん癒痕化したものが湿潤し、潰瘍化することもあります。このような場合は、混合感染の可能性もあります。癒痕化した針痕が拡大、一部または全部が融合してケロイドを生じてしまうこともあります。

また、接種後に脇の下のリンパ節が腫れることがまれにあります。典型的なものは接種後1～3か月後に発生します。通常は放置しても接種6か月後までに自然に消失します。まれに化膿して、膿が出ることもあります。

まれに生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、全身播種性B C G感染症、骨炎（骨髄炎、骨膜炎）皮膚結核様病変などが報告されています。

## 4 コッホ現象について

上記3のような副反応は、接種してから5～6週頃に最も強く現れるとされていますが、結核に感染している人にB C Gワクチンを接種した場合、接種してから1週間～10日以内（多くの場合は3日以内）に同じような症状がみられることがあります。一種のアレルギー反応によるものと考えられていますが、このような現象を「コッホ現象」と呼びます。

コッホ現象は結核菌に似た菌（非結核性抗酸菌）に感染した場合でも発生することがあるので、必ずしも結核に感染していることを意味するわけではありませんが、このような症状が発現した場合には、ただちに接種医にご相談ください。

## 5 予防接種による健康被害救済制度

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づき給付を受けることができます。

○給付の内容は、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料となっており、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、予防接種を受けた医療機関へご相談ください。

### 【参考】 特別な事情により定期の予防接種の機会を逃した場合について

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、または、臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと等の特別な事情があり、やむを得ず定期予防接種を受けることができなかった場合は、当該特別の事情がなくなつてから2年間定期予防接種を行う機会が設けられます。

ただし、BCGは4歳未満までの間が対象となります。

この制度の利用希望がある場合は、事前に各区役所保健センター等へご相談ください。

◆注 意 事 項

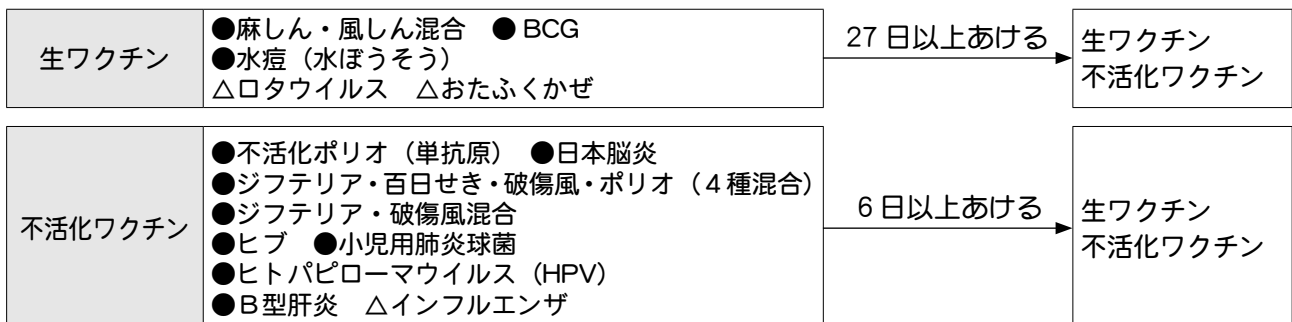
- ① 事前に医療機関へ予約を入れてください。この場合、診療時間内としてください。
- ② 場合によっては、医療機関で接種が行えないことがあります。事前に医療機関へ確認をしてください。
- ③ 接種当日は体調を確認し、平熱より高い・機嫌が悪い・風邪症状がある等の場合は延期をお勧めします。  
 なお、以下の項目に該当する方もご注意ください。
  - ・ 4週間以内に他の予防接種を受けている。
  - ・ 生まれてから今までに特別な病気にかかり医師に診察を受けている。
  - ・ ひどいアレルギーがある。
  - ・ けいれんを起こしたことがある。
  - ・ 免疫不全の診断を受けている及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる。
  - ・ 病気が治癒してから2週間～1か月経過していない、もしくは潜伏期間と考えられる場合は接種を見合わせる場合があります。
 [例] ○突発性発疹 ○手足口病 ○伝染性紅斑(りんご病) ○水痘(水ぼうそう)  
 ○麻疹(はしか) ○風しん(三日ばしか) ○流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 等  
 ・ 医師の診察及び投薬を受けている方は、接種可能か確認されることをお勧めします。
- ④ 医療機関へは「予診票」、「母子健康手帳」、「健康保険証」、「子育て支援医療費受給資格証」を必ず持参してください。
- ⑤ 接種後30分はお子さんの様子をよく確認してください。
- ⑥ 接種後、接種部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけ等の症状があれば医療機関で診察を受けましょう。
- ⑦ 接種日時点でさいたま市に住民登録のない方が接種した場合、接種料金は原則自己負担となり接種後に接種医療機関に料金を支払っていただきます。

◆予防接種を受けることができない方

- 1 明らかに発熱のある方
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 3 その日に受ける予防接種によって、または予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシー※を起こしたことがある方  
 ※アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- 4 その他、医師が不適切な状態と判断した場合  
 ※上の1～3にあてはまらなくても、医師が接種不相当と判断した場合は接種できません。

◆他の予防接種との間隔

他の予防接種との間隔は下表のとおりです。同じワクチンを複数回接種する場合は、各ワクチンの接種間隔を守ってください。



●：定期予防接種(無料)      △：任意予防接種(有料)